

判決年月日	平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日	担当部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成25年(行ケ)10086号		
○ 発明の名称を「階段化されたオブジェクト関連の信用決定」とする発明について、引用発明及び周知技術から容易想到であるとして拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決を、引用発明の認定に誤りがあるとして取り消した事例			

(関連条文) 特許法29条2項

原告（マイクロソフト社）は、発明の名称を「階段化されたオブジェクト関連の信用決定」とする発明（本願発明）について特許出願をしたが、拒絶査定を受けたため、拒絶査定不服審判を請求した（不服2011-6890号）。

本願発明は、ウェブページ閲覧に当たり有害なオブジェクト実行を排除できるように、①[1]オブジェクトのユーザによる開始の有無の判定と[2]オブジェクトに与えられる多段階の信用レベルの査定とオブジェクトの抑制、[3]ユーザへのオブジェクト抑制の通知とオブジェクト実行の機会提供のための表示を備える方法である。一方、引用発明は、インターネットエクスプローラの[ツール]－[インターネットオプション]－[セキュリティ]タブ内のActiveXコントロールの実行可否に関連する操作を解説する雑誌記事に記載された発明（刊行物1発明）とグーグルのポップアップブロッカーについてのインターネット記事に記載された発明（刊行物2発明）である。

審決は、おおむね、②<1>刊行物1発明の[信頼済みサイト]へのウェブページの登録の有無に関する部分は、本願発明のウェブページに関連付けられたオブジェクトの開始の有無の判定に関する部分に対応する、<2>刊行物1発明の[イントラネット][インターネット][制限付きサイト]の区分に関する部分は、本願発明のウェブページに関連付けられたオブジェクトに対する信用レベルの査定とその抑制に関する部分に対応する、<3>刊行物1発明のActiveXコントロールの実行可否を求めるダイアログの表示に関する部分は、本願発明のオブジェクトの抑制通知とオブジェクトのアクティブ化機会提供のためのモードレスプロンプトに関する部分に対応する、との考えを前提に、刊行物1発明の認定、本願発明と刊行物1発明の一致点・相違点の認定、本願発明の容易想到性の認定判断をし、本願発明は、刊行物1発明、刊行物2発明及び周知技術から容易想到であるとした。

本判決は、大要、[1]刊行物1発明の[信頼済みサイト][イントラネット][インターネット][制限付きサイト]はウェブページに関するものであって、これをActiveXコントロールに関するものと同視することはできない、[2]刊行物1発明のダイアログはActiveXコントロールが抑制されたことを通知するものではないとして、審決は刊行物1発明の認定を誤り、その結果、一致点・相違点の認定も誤っている等として、これを取り消した。